

入札公告

京都府公立大学法人会計規則（以下「規則」という。）第32条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

令和3年4月26日

京都府公立大学法人理事長 金田 章裕

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務の名称
京都府立大学4号館解体工事に係る実施設計業務
- (2) 委託業務の仕様等
設計概要書、特記仕様書のとおり
- (3) 履行期間
契約日から令和3年9月17日まで
- (4) 履行場所
京都府立大学（京都市左京区下鴨半木町1-5）

2 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約及び入札に関する事務を担当する組織の名称、所在地等
〒606-8522 京都市左京区下鴨半木町1-5
京都府立大学事務局総務課施設管理係（本館・合同講義棟2階）
電話番号 （075）703-5109
ファクシミリ番号 （075）703-5149
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間等
ア 交付期間
令和3年4月26日（月）から令和3年5月10日（月）まで
イ 入手方法
京都府立大学ホームページからダウンロードすること。

3 入札に参加できない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれかに該当する者（次のいずれかに該当した者であって、その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）
 - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団

- 員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者
- (3) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かす団体に属する者（その事実がなくなった後2年間を経過しない者を含む。）

4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 「令和3年度京都府測量等業務指名競争入札参加資格者名簿」の「建築関係建設コンサルタント業務」に登録され、競争入札参加者の資格を得ている者であること。
- (3) 5の(1)で定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。
- (4) 直近の15年度（平成18年度～令和2年度）に、国、都道府県、市町村、各種委員会（教育委員会、警察本部等）、独立行政法人等が発注した解体工事又は改修工事の設計業務の実績（元請として受注し、契約書の写しを添付できるものに限る）を3件以上有する者であること。
- (5) 建築士法（昭和25年法律第202号）に規定する「一級建築士」であって、免許取得後3年以上の実務経験を有し、京都府内の本社又は本業務を管轄する支店、営業所に在籍する技術者を配置できる者であること。

5 資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、入札説明書において示す確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料を次のとおり提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書の受付期間等

ア 受付期間

令和3年5月7日（金）から令和3年5月10日（月）まで
午前9時から午後4時30分までの間（正午から午後1時までを除く。）

イ 受付場所

2の(1)に同じ。

ウ 受付方法

持参により提出すること。郵送又は電送による提出は認めない。

(2) 添付資料

入札説明書による。

(3) 資料等の提出

申請書及び添付資料（以下「申請書等」という。）を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

(4) その他

ア 申請書等の作成に要する費用は提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 提出書類はA4判で作成し、1部提出すること。

ウ 虚偽の記載をした者は、この入札への参加を認めない。

6 質問の受付・回答

仕様書等に関する質問については、次のとおり受け付ける。

(1) 質問方法

ア 2の(1)の場所に原則、ファクシミリにより提出すること。

イ 件名は「一般競争入札 京都府立大学4号館解体工事に係る実施設計業務に関する質問」とすること。

ウ 質問者の会社名、部署名、役職、氏名、電話番号及びファクシミリ番号を記載すること。

(2) 受付期限

ア 令和3年5月12日（水）午後4時30分まで

イ アに示す期限を超えて提出された質疑書は一切受け付けない。

(3) 回答

令和3年5月14日（金）までにファクシミリにより回答する。

7 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書を提出した者に文書で通知する。

8 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、7による資格審査の結果を通知した日から令和3年5月18日（火）までとする。

9 参加資格審査申請書記載事項の変更

申請書を提出した者は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届により当該変更に係る事項を理事長に届け出なければならない。

(1) 商号又は名称

(2) 営業所の名称又は所在地

(3) 法人にあつては、資本金又は代表者の氏名

(4) 個人にあつては、氏名

10 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合において

は、それぞれに掲げる者（3又は4の（1）のアに該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると理事長が認めたときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

(2) (1) により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書類その他理事長が必要と認める書類を提出しなければならない。

(3) (2) により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

11 参加資格の取消し

(1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

(2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当するに至ったときは、その資格を取り消し、その事実があった後2年間競争入札に参加させないことがある。その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者が、次のアからカまでのいずれかに該当するに至ったときも、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に内容の粗雑なものを提供し、又は業務内容、数量等に関して不正の行為をした者

イ 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

オ 正当な理由なく契約を履行しなかった者

カ アからオまでのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) (1) 又は (2) により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

12 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所

ア 日時 令和3年5月18日（火）午前11時

イ 場所 京都府立大学・第1会議室（本館・合同講義棟2階）

(2) 入札の方法

持参によることとし、郵送又は電送による入札は認めない。

(3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てた金額）を

もって落札金額とするので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 業務費内訳書

ア 入札書の提出に併せ、業務費内訳書を提出すること。

イ 入札書に記載する金額は、業務費内訳書の業務価格（消費税相当額を除く合計金額）に一致させること。

ウ 業務費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は閲覧書類である業務委託料（金抜）内訳書の内訳項目に一致させること。

なお、合計金額（消費税込み）は、予定価格以下で作成すること。

また、業務費内訳書の表紙には、業務名及び商号（名称）のみを記載すること。

(5) 入札の辞退

入札に参加することができない事情がある場合には、入札書を提出するまでは入札を辞退することができる。

(6) 開札

ア 開札は、(1) の日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに入札執行事務に係る職員（以下「入札関係職員」という。）及び前記アの立会職員以外の者は入場することはできない。

(7) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 3及び4に掲げる資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者又は申請書等に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した入札

(8) 入札の失格

次のいずれかに該当する者は失格とする。

ア 最低制限価格未満の価格で入札した者

イ 事前公表した予定価格を超える価格で入札した者

(9) 落札者の決定方法

規則第34条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

(10) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(11) 契約書の作成の要否

要する。

13 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は落札金額の100分の5相当額の違約金を落札者から徴収する。

14 契約保証金

免除する。

15 その他

- (1) 前各項に定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 詳細は、入札説明書による。
- (3) 入札期間中に行うべき質疑及び照会以外の質疑等は一切受け付けない。